

町の皆さんのいこいの場で  
コーヒーサロン「てとて」

気軽にお立ち寄りください。「てとての会」の会員  
がお待ちしております。

日 時 ● 11月16日(水) 午前10時～午後1時30分  
12月21日(水) 午前10時～午後1時30分

会 場 ● 美郷町南ふれあい館

※新型コロナウイルス感染症の拡大状況により、変更  
となる場合があります。

問 町福祉保健課 健康対策班 ☎0187(84)4900

### 献血にご協力ください

輸血を必要としている方のため、ご協力をお願いします。  
ご協力くださった方には粗品をご用意しています。

実施日	時 間	会 場
12月9日(金)	13:00～13:45	ロード電子工業株式会社
	14:30～16:00	美郷町役場
12月11日(日)	10:00～11:45	イオンスーパーセンター 美郷店
	13:15～16:00	

問 町福祉保健課 健康対策班 ☎0187(84)4900

### 税務課の非常勤職員を募集します

募集内容 ● 申告関係事務補助

募集人数 ● 1名

業務内容 ● パソコン入力作業、資料整理等

資 格 等 ● 普通自動車運転免許をお持ちで、一般事務程  
度のパソコン操作ができる方

雇用期間 ● 12月12日(月)～令和5年3月31日(金)

就業時間 ● 午前8時30分～午後4時15分

1日6時間45分 週5日

※申告期間中(2月上旬～3月中旬)は午後5  
時15分までの時間外勤務あり

※土・日曜日勤務あり(雇用期間中3回程度)

就業場所 ● 美郷町役場、美郷町中央ふれあい館、美郷町  
南ふれあい館

※確定申告期間中は、日程によって就業場所  
が変わります。

報 酬 ● 日額6,017円～6,205円

手 当 等 ● 時間外勤務・休日勤務に係る報酬、交通費

加入保険等 ● 雇用保険、健康保険、厚生年金等

応募方法 ● 応募はハローワークを通じて行ってください。

応募期限 ● 11月25日(金)

申込 ハローワーク大曲 ☎0187(63)0335

問 町税務課 住民税班 ☎0187(84)4902

### 「湯とびあ雁の里温泉」臨時休館日のお知らせ

「湯とびあ雁の里温泉」は機械設備工事のため、次のと  
おり臨時休館します。利用者の皆さまには大変ご迷惑を  
お掛けしますが、ご理解くださいますようお願いいたします。

臨時休館日 ● 11月29日(火)

問 湯とびあ雁の里温泉 ☎0187(83)3210

町商工観光交流課 観光班 ☎0187(84)4909

### 11月は「あきたで結婚・子育て応援キャンペーン」期間です！

秋田県では、11月を「あきたで結婚・子育て応援キャ  
ンペーン」期間とし、『くらそうあきた』をコンセプト  
ワードに、県内での結婚・子育てに前向きな意識を持っ  
ていただけるよう、さまざまな取り組みを集中的に実施  
しています。また、次のとおり「結婚・子育て応援イベ  
ント」を開催します。入場自由・観覧無料ですので、ぜ  
ひご来場ください。

日 時 ● 11月27日(日) 午前11時～午後3時

会 場 ● 秋田拠点センターALVE(秋田市東通仲町)

内 容 ● 県内地域で活躍する結婚・子育て支援優良団  
体の取り組み発表、4児の父である杉浦太陽  
氏による結婚・子育てをテーマとしたトーク  
ショー、お子様が参加できる知育マジックショ  
ー、あきた結婚応援パスポート(あいすきっ  
ぷ)・あきた子育てふれあいカード協賛店に  
よる出展ブース など

※詳しくは、「美の国あきたネット」内で「45668」と検  
索してください。

問 あきた未来創造部 次世代・女性活躍支援課 ☎018(860)1552

### 無料人権相談をご利用ください

■人権相談所を開設します

大曲人権擁護委員協議会と秋田地方法務局大曲支局で  
は、管内各地で特設相談所を開設します。美郷町での開  
設は次のとおりです。

開設日時 ● 12月1日(木) 午前10時～午後3時

会 場 ● 美郷町北ふれあい館、美郷町中央ふれあい館、  
美郷町南ふれあい館

■全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間

法務局では、下記のとおり「女性の人権ホットライン」  
強化週間を実施し、人権擁護委員および法務局職員が皆  
さま方からのご相談をお受けします。

実施期間 ● 11月18日(金)～11月24日(木)

平 日：午前8時30分～午後7時

土・日曜日：午前10時～午後5時

専用相談電話 ☎0570(070)810

いずれも相談は無料で、相談内容についての秘密は厳  
守します。一人で悩まず、お気軽にご相談ください。

問 秋田地方法務局大曲支局 ☎0187(63)2100

### 事業主の皆さまへ

#### 11月は「労働保険未手続事業一掃強化期間」です

労働者を一人でも雇ったら、労働保険(労災保険・雇  
用保険)の加入手続きが必要です。現在も未手続の事業  
主の方は、最寄りの労働基準監督署またはハローワーク  
で労働保険加入の手続きを行ってください。

問 厚生労働省労働基準局労働保険徴収課 適用係

☎03(5253)1111 内線 5156

### 【訂正とお詫び】 広報美郷令和4年11月号

11月1日発行の広報美郷令和4年11月号28ページ  
「国民年金に関するお知らせ」にて、「ねん  
きんネット」の二次元コードが誤っていま  
した。深くお詫びするとともに、正しい二  
次元コードをお知らせします。

